

議員提出議案第2号

監察医制度の拡充と検案医の育成と確保に関する意見書

上記、議案を提出する。

平成28年6月9日

提出者	日野市議会議員	窪田知子
賛成者	〃	江口和雄
	〃	田原茂
	〃	谷和彦
	〃	古賀壮志
	〃	清水登志子

監察医制度の拡充と検案医の育成と確保に関する意見書

人の死は、自然死、病死、事故死、自殺、虐待死、犯罪による死などさまざまに最近では孤独死が大きな問題となっています。特に、医師の治療中で死因が明らかな場合を除き、死因の原因究明が必要な死体の「検案」は、人として受ける最後の医療です。人として生きてきた最後の状況を明らかにする「検案」で死因究明を行うことは、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながります。さらには、今を生きる私たちの健康を守り、生活の改善にもつながる重要なことです。

東京都の死因究明の実施体制は、政令に基づき特別区23区は、監察医制度のもとで監察医務院が検案・解剖を行い、孤独死、急性死、事故死などで亡くなられた方々の死因究明を行っています。それ以外の多摩・島しょ地域については、医師会や大学病院の協力を得て検案業務は行われていますが、監察医制度が適応されていないため解剖には遺族の承諾が必要で、解剖の件数も23区と比較して少なく、死因が不明のままとなっているのが現状で、多摩・島しょ地域でも監察医制度が適用される必要があります。

また、最近では、多摩地域の検案医が高齢化などにより十分に確保できず、平成25年度には、我が日野市を初め稲城市、府中市は検案医が不在となりました。今後さらに多くの検案医確保困難地域が発生する可能性が考えられます。さらに、大規模災害やテロ発生時に備えた体制を整備する上でも重要なことと考えます。

よって政府・都においては、必要な予算の確保も含め、監察医制度の拡充を図るとともに、検案医体制構築のため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

1. 多摩・島しょ地域にも監察医制度が適用できるよう政令の改正を行うこと。
2. 多摩地域の安定的な検案医体制を構築し、死因究明精度の向上を図るため、専門性の高い人材を育成し検案医体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月 日

日 野 市 議 会

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
東京都知事